

## 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する 意見書

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特にも、交付対象水田の扱いについては、生産現場では農地の集積、集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながるなど、懸念の声が上がっています。

また、多年生作物や飼料用米に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、生産現場では今後の経営不安と戸惑いの声も聞かれ、混乱を来しております。

さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要となるとともに、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。

つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証した上で制度設計がなされるよう、下記事項について強く要望します。

### 記

1. 今回の見直しにより今後5年間で一度も水張りが行われない農地は、交付金の対象水田から除外する方針としているが、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、実態を十分に把握し、地域の事情に合った要件にすること。
2. 農地及び集落の維持のため、交付金の対象水田から除外される場合にあっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。
3. 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中であって、今回の戦略作物助成（特に飼料用米・多年生作物）の唐突な見直しにより交付金が削減された場合、水田の賃借料の負担が大

きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、戦略作物助成の見直しについては経過措置を講じ、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。

4. 作物によっては、長期的な営農計画を立てているため、今回の唐突な見直しにより、生産現場では大変な混乱が生じていることから、将来にわたって生産者が持続的に農業経営ができるように、十分な周知や検討期間を設けた上で制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和4年4月28日

岩手県一関市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
農林水産大臣 様